

# 放送番組の同時配信等にあたっての 権利処理の実務上の課題について

2019年12月18日

民放在京 5 社ライツ責任者

---

## 4 放送とは異なる配信の権利処理

- 地上波民放局は、広告放送を生業とし、楽曲、レコード、小説、脚本、写真、絵画、映像素材、実演等多数の著作物等を大量に利用して、日々番組を製作・放送している。
- 著作権法上、放送とネット配信はともに広義の公衆送信に含まれるが、それぞれ放送権、自動公衆送信権（送信可能化権）という異なる権利として扱われる。このため、放送と同じ番組を配信する場合でも、権利処理が異なる場合がある。
- 番組では大量の著作物等を使用するため、放送では「多数の著作物を集中管理する権利者団体」と包括的な契約等を締結するなどして、安定的な権利処理と円滑な放送の実施に努めているが、配信では個別交渉で許諾を取らなければならない分野の権利者も多く存在する。許諾が得られない場合や、許諾が得られても高額で採算性に見合わない場合は、利用を断念もしくは配信では差替やフタ処理をしなければならないことが日常的に起きている。
- 放送と配信を同時に行う場合の権利処理上の大きな課題は、これらの問題を「限られた時間内に解決・処理しなければならない」という点である。大量使用が見込まれる楽曲や借用素材等は、事前の確認・作業が必須になるが、放送自体の作業がタイトな状況のなか、さらに配信のために別の作業が発生する。
- 仮に「同時配信等（常時を含む）」を想定した場合、番組製作の各現場における権利処理に要するマンパワーや費用の問題、実施に伴う放送・配信双方の運用上の課題は大きく、現時点では見通しが立っていない状況である。

## 4 同時配信等（常時を想定した場合を含む）の権利処理の課題

これまでの配信の取り組み、（常時を含めた）同時配信等を想定した場合に考えられる「権利処理の実務上の課題」を以下、ジャンルごとに抽出。

- (1) 文芸（原作、脚本）
- (2) 音楽（詞・曲）
- (3) レコード（原盤・実演）
- (4) 映像実演
- (5) 借用素材（報道・映画等の映像、新聞・雑誌等の記事、写真、イラスト、美術等）
- (6) 中継権・放送権購入番組（スポーツ・音楽イベント等／映画・外国ドラマ等）
- (7) その他
  - ①CM
  - ②権利者への申請・報告・支払い等許諾に係る労力（二次利用含む）
  - ③同時配信とは？（定義？）

## (1) 文芸（原作、脚本）

### <原作>

- \* 出版社管理もしくは個人管理の場合が多く、基本は作品毎の交渉
  - ⇒ 高額な使用料になることがあり、交渉に係る時間的な問題と事業性の面で悪影響が懸念される。
  - ⇒ 配信オリジナル作品に独占的に映像化許諾を出している場合や条件が折り合わない場合には、許諾が得られないケースも。この場合、番組全体の配信ができない。

### <脚本>

- \* 団体加盟の脚本家の二次利用は、団体との交渉
  - ⇒ 団体に加盟する脚本家の権利処理については、団体との合意等が出来れば円滑処理が可能となりうるものの、初回放送の許諾と支払いは作家本人と行い、以降の利用は、すべて団体との取り決めに基づいての処理となるため、放送と同時配信で権利処理先が異なる。
- \* 団体非加盟の個人管理は、個別交渉
  - ⇒ 団体非加盟の脚本家については個別の交渉。許諾が得られない場合は、番組全体の配信ができない。

## (2) 音楽 (詞・曲)

- \* 1曲毎に「契約団体管理の有無」の事前確認が必要 (団体or個人管理の確認に加え、支分権の確認を含む)
  - ⇒ 各社年間約20万曲以上の楽曲を放送で使用。その全ての曲の放送権・配信権管理の事前確認が必要。
  - ⇒ 権利者団体等のサイトで検索。(但し、システムは団体毎に異なる)
  - ⇒ 団体データベース検索の結果、契約外管理事業者や個人管理等の場合は個別交渉が必要。
  - ⇒ 配信の許諾が得られない場合や、条件が折り合わない場合には、楽曲単位で差し替えやミュート処理が発生する。
  
- \* 団体管理であっても、外国曲については「シンクロ処理が必要かどうか？」の確認も必要
  - ⇒ 1曲毎に権利情報を調べ、サブ出版社を特定し、団体所定のリストと照合する作業が発生。  
(※非常に煩雑な作業のため、時間的制約・採算性から使用を断念する場合が多い)
  
- \* 配信における団体への報告作業が必要
  - ⇒ 放送と配信の報告フォーマットが異なる。また、団体ごとのシステムに応じて報告を行う必要あり。
  - ⇒ 全ての番組のエピソード毎に、再生回数の報告が求められる。

## (3) レコード (レコード製作者・レコード実演)

<レコード製作者>

\* 全ての使用原盤について、団体管理の確認が必要

- ⇒ 放送ではレコードには許諾権がない（ただし商業用レコードには報酬請求権あり）ため、事前の確認は不要。
- ⇒ 団体配布の委任者リストを元に調査。（※WEB等で確認できず、負担大きい）
- ⇒ インディーズ・洋盤等の団体非管理原盤は、連絡先を突き止めることが出来ない場合もあり。
- ⇒ 団体非管理で個別権利者との交渉の結果、許諾が得られない場合や条件が折り合わない場合には、原盤ごとに差し替えやミュート処理が発生する。

<レコード実演>

\* レコード実演の権利者は？

- ⇒ レコードにおける実演家の権利は、契約でレコード会社に譲渡されている？
- ⇒ 放送番組の異時配信は、レコード実演含めてレコード製作者の団体が集中管理。だが、同時配信ではレコード実演の権利者団体も権利者との主張がある。（※同時はレコード製作者・実演双方の団体と契約が必要？）
- ⇒ レコード実演を管理する団体の委任範囲や、リスト等によって委任実演家を調べる方法がわからない。

## (4) 映像実演

- \* 一任型管理でない団体および団体非加盟の事務所所属実演家は、個別交渉が必要
  - ⇒ 許諾が得られない場合や条件が折り合わない場合には、番組・コーナー・素材単位でフタ対応。  
(※実演家一人のみNGの場合でも、内容次第で番組全体の配信が中止となるケースも)
- \* 再放送番組の配信
  - ⇒ 放送については許諾不要だが、配信には許諾が必要。同時配信の場合、再許諾に係る手間、廃業等による不明者の懸念。
- \* 専属実演家契約による、レコード会社からの「アーティスト出演シーンの専属解放料」の請求
  - ⇒ 所属事務所と番組出演契約等で配信の了解を得ていた場合でも、レコード会社から請求が来ることも。
  - ⇒ 第三者である放送局に請求できる根拠が不明確であるにも拘らず、支払いに応じないと揉めることが多い。(※その結果、音楽番組などは配信が困難に)
  - ⇒ 配信の合意が成立しない場合は、番組・コーナー・素材単位でフタ対応。

## (5) 借用素材（映像、記事、写真、イラスト、美術等）

\* 放送では、映画やプロモーションビデオ等の映像、新聞・雑誌の記事、写真、イラスト、漫画、絵画等の美術品、ゲーム等々、多岐に渡る素材を使用して番組を製作

- ⇒ いずれも権利をまとめて管理する大きな権利者団体が存在しないため、基本、個別の交渉。
- ⇒ **許諾が得られない場合や条件が折り合わない場合には、番組・コーナー・素材単位でフタ対応。**
- ⇒ 報道・情報系の生放送番組では、報道・情報・スポーツ・芸能等、多岐に渡る情報を取扱うため、第三者からの借用素材（映像・新聞・写真等）を多数使用している。また、前日もしくは当日に放送する項目が決定されるため、非常に短い時間内でスタッフが許諾取得作業を行わねばならない。仮に、**配信の許諾が得られない素材を放送で使用する場合には、生放送番組の中で、配信のフタ作業を行うことになる。**
- ⇒ クイズ番組などの場合、借用素材にフタをすると、番組が成立しない場合あり。また、トーク番組でもゲストが言及した配信NGの素材にフタをすると、番組が成立しなくなることもある。



## (6) 中継権・放送権購入番組 (スポーツ・音楽イベント等／映画・外国ドラマ等)

<スポーツ映像・イベント映像>

\* 基本は主催する団体・事業者または権利管理を行う事業者等と個別交渉

- ⇒ 放送と配信の権利者が異なる場合あり。
- ⇒ 配信権の権利者が第三者に独占的許諾を与えている場合、配信の許諾取得は不可能。
- ⇒ 許諾が得られない場合や条件が折り合わない場合には、番組・コーナー・素材単位でフタ対応。
- ⇒ 報道・ニュース等生番組においては、スポーツ素材の多くはフタの対象となり、生送出中に素材へのフタ対応を強いられる。

<映画・外国ドラマ>

\* 基本は権利管理する映画会社等または配信権の管理を行う事業者等と個別交渉

- ⇒ 放送と配信の権利者が異なる場合あり。
- ⇒ 配信権の権利者が第三者に独占的許諾を与えている場合、配信の許諾取得は不可能。
- ⇒ 許諾が得られない場合や条件が折り合わない場合には、番組・コーナー・素材単位でフタ対応。

## (7) その他

### ① CM（権利処理は原則、広告会社が実施）

- \* 民放は同時配信の実施を決めておらず、今後の放送・配信の広告セールスの方法等は未定
- \* 配信の権利処理が済んでいるCM素材の割合は、不明
- \* 局の都合だけでなく、広告主の都合でCM素材の地域差替等は、放送でも日常的に実施
  - ⇒ 仮に放送・配信で、地域毎に別素材の使用を求められる場合、実施に際しての局の運用負担は高くなる。

### ② 権利者への申請・報告・支払い等権利処理に係る労力

- \* 音楽では、放送とは別フォーマットの報告、エピソード毎に再生回数の報告が必要とされる
- \* 報道・情報等の生番組は、直前で内容・出演者が決まることが多く、事前申請は極めて厳しい
- \* 権利者への申請・報告・支払い等権利処理に係る作業は、現状の二次利用でも労力が大きい
  - ⇒ 各局の見逃し等の配信番組は、比較的権利処理がし易い番組を選択して実施。
  - ⇒ 中でも母数の多い実演家については、現行の異時配信と同じ処理となった場合、団体のシステムを通じて、事前申請・仮許諾に加え、エピソードごとに実演家単位で使用料を算出して報告書を作成しなければならない。
  - ⇒ 仮に常時同時配信を想定した場合、事前・事後の作業の手間・コスト・労力は膨大で、比較にならず。

### ③ 同時配信とは？

#### \* 同時配信の定義がよくわからない？

- ⇒ 放送と全く同時の配信のみ？追っかけ再生や一定期間の見逃し等は含められるのか？
- ⇒ **地域が同一の必要性は？**（民放の免許は県域単位）
- ⇒ **地方局が、全国に向けて発信する需要**があるかも？

#### \* 在京局であっても系列局が製作した番組やコーナーを放送している時間帯あり

- ⇒ **当該時間帯に別コンテンツを配信する場合**の扱いは？

#### \* 番組単位・コーナー単位・素材単位の休止・差替・フタについては、どのように考えるのか？

- ⇒ 放送において、そもそも **番組配信の許諾自体が得られない外部購入番組等が存在**する。
- ⇒ 現状の制度・慣習において、配信NGのリスクは常にあり。  
(仮に制度見直しを行うのであれば、当該課題の相当なリスク軽減が望まれる)

#### \* 広告セールスの方法、広告主の要請等によるCM差替のニーズ・可能性は常にあり

- ⇒ 現状は未定だが、**セールスのニーズ**や採算性次第では一部別編成など、検討する余地も？

※将来的な事業性もご考慮のうえ、定義や制限については極力柔軟かつ慎重に検討いただきたい